

協定項目番号		13	合併協定項目名	地方税の取扱い(市町村民税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市			大野原町	豊浜町			備考
納税義務者	(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これ等に類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しない者及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの			(1) 町内に住所を有する個人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 (3) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	(1) 町内に住所を有する個人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 (3) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの			
課税標準及び税率	個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(制限税率) 1号法人 年額 3,600,000円 2号法人 年額 2,100,000円 3号法人 年額 492,000円 4号法人 年額 480,000円 5号法人 年額 192,000円 6号法人 年額 180,000円 7号法人 年額 156,000円 8号法人 年額 144,000円 9号法人 年額 60,000円 ・法人税割(制限税率) 14.7%			個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(標準税率) 1号法人 年額 3,000,000円 2号法人 年額 1,750,000円 3号法人 年額 410,000円 4号法人 年額 400,000円 5号法人 年額 160,000円 6号法人 年額 150,000円 7号法人 年額 130,000円 8号法人 年額 120,000円 9号法人 年額 50,000円 ・法人税割(標準税率) 12.3%	個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(標準税率) 1号法人 年額 3,000,000円 2号法人 年額 1,750,000円 3号法人 年額 410,000円 4号法人 年額 400,000円 5号法人 年額 160,000円 6号法人 年額 150,000円 7号法人 年額 130,000円 8号法人 年額 120,000円 9号法人 年額 50,000円 ・法人税割 13.0%			
徴収方法	個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付			個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付	個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付			
納期	1.納期の設定(1～4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで			1.納期の設定(1～4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで	1.納期の設定(1～4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで			
減免	次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人及び公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む) (5)その他特別の事由のあるもの			次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人、公益法人等、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人、公益法人等、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人			

協定項目番号		13	合併協定項目名	地方税の取扱い(固定資産税)		担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市			大野原町		豊浜町			備考
納税義務者	賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。			賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。		賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。			
課税標準及び税率	課税標準額×1.4/100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満			課税標準額×1.4/100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満		課税標準額×1.4/100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満			
徴収方法	普通徴収			普通徴収		普通徴収			
納期	1.納期の設定(1～4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで			1.納期の設定(1～4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで		1.納期の設定(1～4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで			
縦覧期間	4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く			4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く		4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く			
減免	次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要であると認めるもの (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産			次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要であると認めるもの (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産		次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要であると認めるもの (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産			
減免の状況	・生活保護 ・低工法(H14.9.14失効) ・公衆浴場			・低工法 ・農工法 ・生活保護者(申請にもとづき減免)		豊浜町条例第71条に基づき施行しており、生活保護及び低工法(H14.9.14失効)などが該当。			
委託業務	・固定資産基礎資料整備業務委託 ・評価替え適正化事業委託業務 ・評価替えシステム異動更新委託業務 ・土地鑑定評価業務委託			・固定資産税情報管理システム業務委託 ・評価替えシステム異動更新委託業務 ・土地鑑定評価業務委託		・固定資産情報システム保守委託業務 ・固定資産評価システム委託業務			

協定項目番号		13	合併協定項目名	地方税の取扱い(軽自動車税)		担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会																																																																																																												
事務事業名		観音寺市			大野原町			豊浜町		備考																																																																																																											
納税義務者	課税客体	軽自動車等の所有者又は使用者			軽自動車等の所有者又は使用者			軽自動車等の所有者又は使用者																																																																																																													
	税率	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車			原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車			原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車																																																																																																													
		<table><tr><th colspan="3">観音寺市</th></tr><tr><th>区</th><th>分</th><th>年額(円)</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>二輪(50cc以下)</td><td>1,000</td></tr><tr><td>二輪(51cc～90cc以下)</td><td>1,200</td></tr><tr><td>二輪(91cc～125cc以下)</td><td>1,600</td></tr><tr><td>三輪以上(50cc以下)</td><td>2,500</td></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>二輪(126cc～250cc)</td><td>2,400</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>農耕用</td><td>1,600</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>その他</td><td>4,700</td></tr></table>			観音寺市			区	分		年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc～90cc以下)	1,200	二輪(91cc～125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車	農耕用	1,600	小型特殊自動車	その他	4,700	<table><tr><th colspan="3">大野原町</th></tr><tr><th>区</th><th>分</th><th>年額(円)</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>二輪(50cc以下)</td><td>1,000</td></tr><tr><td>二輪(51cc～90cc以下)</td><td>1,200</td></tr><tr><td>二輪(91cc～125cc以下)</td><td>1,600</td></tr><tr><td>三輪以上(50cc以下)</td><td>2,500</td></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>二輪(126cc～250cc)</td><td>2,400</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>農耕用</td><td>1,600</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>その他</td><td>4,700</td></tr></table>			大野原町			区	分	年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc～90cc以下)	1,200	二輪(91cc～125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車	農耕用	1,600	小型特殊自動車	その他	4,700	<table><tr><th colspan="3">豊浜町</th></tr><tr><th>区</th><th>分</th><th>年額(円)</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>二輪(50cc以下)</td><td>1,000</td></tr><tr><td>二輪(51cc～90cc以下)</td><td>1,200</td></tr><tr><td>二輪(91cc～125cc以下)</td><td>1,600</td></tr><tr><td>三輪以上(50cc以下)</td><td>2,500</td></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>二輪(126cc～250cc)</td><td>2,400</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>農耕用</td><td>1,600</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>その他</td><td>4,700</td></tr></table>			豊浜町			区	分	年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc～90cc以下)	1,200	二輪(91cc～125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車	農耕用	1,600	小型特殊自動車
観音寺市																																																																																																																					
区	分	年額(円)																																																																																																																			
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																																			
	二輪(51cc～90cc以下)	1,200																																																																																																																			
	二輪(91cc～125cc以下)	1,600																																																																																																																			
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																																			
軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400																																																																																																																			
	三輪	3,100																																																																																																																			
	貨物	営業用	3,000																																																																																																																		
		自家用	4,000																																																																																																																		
	乗用	営業用	5,500																																																																																																																		
		自家用	7,200																																																																																																																		
二輪の小型自動車	農耕用	1,600																																																																																																																			
小型特殊自動車	その他	4,700																																																																																																																			
大野原町																																																																																																																					
区	分	年額(円)																																																																																																																			
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																																			
	二輪(51cc～90cc以下)	1,200																																																																																																																			
	二輪(91cc～125cc以下)	1,600																																																																																																																			
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																																			
軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400																																																																																																																			
	三輪	3,100																																																																																																																			
	貨物	営業用	3,000																																																																																																																		
		自家用	4,000																																																																																																																		
	乗用	営業用	5,500																																																																																																																		
		自家用	7,200																																																																																																																		
二輪の小型自動車	農耕用	1,600																																																																																																																			
小型特殊自動車	その他	4,700																																																																																																																			
豊浜町																																																																																																																					
区	分	年額(円)																																																																																																																			
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																																			
	二輪(51cc～90cc以下)	1,200																																																																																																																			
	二輪(91cc～125cc以下)	1,600																																																																																																																			
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																																			
軽自動車	二輪(126cc～250cc)	2,400																																																																																																																			
	三輪	3,100																																																																																																																			
	貨物	営業用	3,000																																																																																																																		
		自家用	4,000																																																																																																																		
	乗用	営業用	5,500																																																																																																																		
		自家用	7,200																																																																																																																		
二輪の小型自動車	農耕用	1,600																																																																																																																			
小型特殊自動車	その他	4,700																																																																																																																			
納期	5月1日から5月末日まで			5月1日から5月末日まで			5月11日から5月末日まで																																																																																																														
標識再交付	標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 200円			標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 300円			標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 200円																																																																																																														
減免	・市長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)			・町長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で、当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る)			・町長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る)																																																																																																														

協定項目番号		13	合併協定項目名	地方税の取扱い(たばこ税)		担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名		観音寺市		大野原町		豊浜町		備考	
納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者				
課税標準	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数		売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数		売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数				
税率	・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円 (「旧3級品紙巻たばこ」とは…エコー、わかば、しんせい、 ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄)		・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円		・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円				

協定項目番号		13	合併協定項目名	地方税の取扱い(都市計画税・入湯税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会	
事務事業名		観音寺市			大野原町		豊浜町		備考
都市計画税		納税義務者 土地又は家屋(都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在するもの)の所有者に対し、価格(当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格)を課税標準として課税 税 率 0.20% 納 期 1.納期の設定(1～4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月31日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで 減 免 次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産			-		都市計画区域の設定はしているが、課税していない。		
入湯税		納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの 税 率 宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円 徴収方法 特別徴収 徴収手続 ・特別徴収義務者 鉱泉浴場の経営 ・徴収手続 特別徴収義務者により、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。			-				

二百万円以下の金額	百分の三
二百万円を超える金額	百分の八
七百万円を超える金額	百分の十二

法人等の区分	税率
一 資本等の金額が五十億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第八号までにおいて同じ。)で市町村内に有所事務所、事業所又は寮等の従業員(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第八号まで及び第五項において「従業員数の合計数」といふ。)が五十人を超えるもの	年額 三百万円
二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 百七十五万円
三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業員数の合計数が五十人以下であるもの	年額 四十一万円
四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十万円
五 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十六万円
六 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十五万円
七 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十三万円
八 資本等の金額が千万円以下である法人で従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十二万円
九 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 五万円

年額	千円
年額	千二百円
年額	千六百元
年額	二千五百円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
(たばこ税の税率) 第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき二千七百四十三円とする。 地方税法附則(抜粋) (市町村たばこ税の税率の特例) 第三十条の二 平成十五年七月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千九百七十七円とする。 2 平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百十二円とする。 (入湯税) 第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。 (入湯税の税率) 第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。 (都市計画税の課税客体等) 第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理事業に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づき都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。 (都市計画税の税率) 第七百二条の四 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。 ○市町村の合併の特例に関する法律(抄) (地方税に関する特例) 第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。 【先進地事例】 ・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(平成17年3月22日合併予定) 1 個人市民税については、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率による。 2 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率による。 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。 4 軽自動車税及び市町村たばこ税の税率については、現行のとおりとする。 ・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(平成16年11月1日合併予定) 2市2町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 (1)個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (2)個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。 (3)法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (4)固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5)軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。 (6)入湯税については、東予市、小松町の例による。 ・松阪地方合併協議会(平成17年1月1日合併予定) 5市町間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。 (1)個人住民税 均等割額…松阪市の例による。ただし、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例(不均一の課税)を適用することにより、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間は、現行額のとおり据え置くものとする。 納期…松阪市の例による。 (2)固定資産税 納期…松阪市の例による。 (3)都市計画税 松阪市の例による。ただし、新市移行後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し、課税を行うものとするが、当該見直しを行うまでの間は、合併特例法10条第1項に規定する地方税に関する特例(課税をしない)を適用することにより、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行うものとする。 (5)軽自動車税 納期…三雲町の例による。 (6)入湯税 飯高町の例による。							